

令和4年5月

飯田市議会第2回定例会

新旧対照表

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第42号 | 飯田市税条例等の一部を改正する条例（案） |
| 議案第43号 | 飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第44号 | 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第45号 | 飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第46号 | 飯田市病院等料金条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第47号 | 飯田市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例（案） |

飯田市税条例等の一部を改正する条例

第1条関係 飯田市税条例新旧対照表（最終 令和4年3月31日飯田市条例第13号）

改正後（案）	現行
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定す</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の</u></p>

改正後（案）	現行
<p><u>る確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株</p>	<p><u>翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合に</p>

改正後（案）	現行
<p>式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 （略） （市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額</p>	<p>は、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 （略） （市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額</p>

改正後（案）	現行
<p>（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。</u>）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）についてはこの限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げるものを除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</u></p> <p>3～10 （略）</p> <p>第36条の3 （略）</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規</p>	<p>（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。</u>）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）についてはこの限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げるものを除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</u></p> <p>3～10 （略）</p> <p>第36条の3 （略）</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規</p>

改正後（案）	現行
<p>則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するものおよび次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u></p>	<p>則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するものおよび次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後（案）	現行
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）</u>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）</u>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後（案）	現行
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する<u>特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する<u>特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けよう</u></p>

改正後（案）	現行
<p>3 （略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優</p>	<p><u>とする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定</p>

改正後（案）	現行
<p>良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第19条の9 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 （略）</p>	<p>する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第19条の9 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 （略）</p>

改正後（案）	現行
<p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第19条の10 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」</p>	<p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第19条の10 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」</p>

改正後（案）	現行
<p>とあるのは「若しくは附則第19条の10第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>とあるのは「若しくは附則第19条の10第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>（<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>）</p> <p><u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合にお</u></p>

改正後（案）	現行
	<u>ける附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>

第2条関係 飯田市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（最終 令和3年6月30日飯田市条例第17号）

改正後（案）	現行
<p>第2条 飯田市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p>	<p>第2条 飯田市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。</p>

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表（最終 令和2年3月27日飯田市条例第5号）

改正後（案）	現行
<p>(印鑑登録証)</p> <p>第7条 市長は、印鑑を登録した場合には、印鑑登録証（登録を受けている旨を証する書面をいう。以下同じ。）を登録申請者に対して直接に交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が交付の申請をする場合は、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により申請することができる。この場合において、交付の申請をする者は、印鑑登録証に代えて、住民基本台帳カード又は個人番号カードを提示しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 登録を受け、かつ、住民基本台帳カード（本人の写真を貼付したものに限る。）の交付を受けた者 書面による方法</u></p> <p><u>(2) 登録を受け、かつ、個人番号カードの交付を受けた者 次のい</u></p>	<p>(印鑑登録証)</p> <p>第7条 市長は、印鑑を登録した場合には、<u>次に掲げる効力を有する</u>印鑑登録証（登録を受けている旨を証する書面をいう。以下同じ。）を登録申請者に対して直接に交付しなければならない。</p> <p><u>(1) 登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものであること。</u></p> <p><u>(2) 市長は、印鑑登録証を持参して登録の証明を受けようとする者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、登録を受け、かつ、住民基本台帳カード（本人の写真を貼付したものに限る。）又は個人番号カードの交付を受けた者が市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証に代えて、住民基本台帳カード又は個人番号カードを添えて、書面であることができる。</u></p>

ずれかの方法

ア 書面による方法

イ 飯田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年飯田市条例第52号）第3条の電子情報処理組織による申請をする方法。ただし、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを提示する場合に限る。

4 （略）

4 （略）

飯田市国民健康保険税条例新旧対照表（最終 令和4年3月28日飯田市条例第6号）

改正後（案）	現行
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（徴収の特例）</p> <p>第21条 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によつて徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の<u>国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額</u>（市長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（徴収の特例）</p> <p>第21条 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によつて徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の<u>国民健康保険税の最後の納期の税額に相当する額</u>（市長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において</p>

において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。ただし、当該徴収することができる額の総額は、前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額を超えることができない。

2 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。

2 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

飯田市南信濃観光施設等条例新旧対照表（最終 令和3年12月24日飯田市条例第34号）

改正後（案）	現行
別表第1（第3条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第5条関係） 【別記2 参照】 別表第3（第5条関係） 【別記3 参照】	別表第1（第3条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第5条関係） 【別記2 参照】 別表第3（第5条関係） 【別記3 参照】

【別記1】

改正後（案）

名称	位置
(略)	(略)
飯田市南信濃広場等利用施設	飯田市南信濃八重河内580番地
飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	飯田市南信濃木沢494番地 1
(略)	(略)

現行

名称	位置
(略)	(略)
飯田市南信濃広場等利用施設	飯田市南信濃八重河内580番地
<u>飯田市南信濃南和田特産物等販売施設</u>	<u>飯田市南信濃南和田275番13</u>
飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	飯田市南信濃木沢494番地 1
(略)	(略)

【別記2】

改正後（案）

名称	運営時間
飯田市南信濃広場等利用施設	午前10時から午後3時まで
飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	午前9時から午後8時まで
(略)	(略)

現行

名称	運営時間
飯田市南信濃広場等利用施設	午前10時から午後3時まで
<u>飯田市南信濃南和田特産物等販売施設</u>	<u>午前9時から午後8時まで</u>
飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	午前9時から午後8時まで
(略)	(略)

【別記3】

改正後（案）

名称	休止期間
(略)	(略)
飯田市南信濃広場等利用施設	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	12月29日から翌年の1月3日までの日
(略)	(略)

現行

名称	休止期間
(略)	(略)
飯田市南信濃広場等利用施設	12月29日から翌年の1月3日までの日
<u>飯田市南信濃南和田特産物等販売施設</u>	<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	12月29日から翌年の1月3日までの日
(略)	(略)

飯田市病院等料金条例新旧対照表（最終 平成27年3月26日飯田市条例第17号）

改正後（案）	現行
別表（第3条関係） 【別記 参照】	別表（第3条関係） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

区分		単位	金額	備考	
(略)					
8 入院差額料	特別室	助産に係る場合	1日1人	10,000円	病状により院長が入室を命じた場合は、 <u>納付を要しない。</u>
		助産以外の場合	1日1人	11,000円	
	個室	助産に係る場合	1日1人	5,000円	
		助産以外の場合	1日1人	5,500円	
(略)					
10 特別初診料（ <u>選定療養（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）第5条第3項第2号又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年告示第14号。以下「療担基準」という。）第5条第3項第2号の選定療養をいう。以下同じ。）のうち飯田市立病院において受けた初診に係る料金をいう。</u> ）		1件	<u>選定療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上で、市長が規則で定める額</u>	<u>当該初診が、厚生労働大臣の定める場合に該当するときは、納付を要しない。</u>	
11 特別再診料（ <u>選定療養のうち飯田市立病院において受けた再診に係る料金をいう。</u> ）		1件	<u>選定療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣</u>	<u>病院の利用者に対し、医師が、他の病院（療担規則第5</u>	

		<p><u>の定める金額以上で、市長が規則で定める額</u></p>	<p><u>条第3項又は療担基準第5条第3項に規定する保険医療機関を除く。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った場合のみ納付を要する。</u></p>
<p>(略)</p>			

現行

区分		単位	金額	備考
(略)				
8 入院差額料	(1) 特別室	1日1人	<u>健康保険法第76条の規定により厚生労働大臣が定める重症者等療養環境特別加算を参考として市長が規則で定める額</u>	特別室を除き、病状により院長が入室を命じた場合は <u>無料とする。</u>
	(2) 個室			
(略)				
10 特別初診料	<u>(飯田市立病院において受けた初診に係る料金をいう。)</u>	1件	<u>他の医療機関の料金を参考として市長が規則で定める額</u>	<u>他の医療機関等からの文書による紹介がある場合、緊急の場合その他市長が規則で定める場合には納付を要しない。</u>
11 特別再診料	<u>(飯田市立病院において受けた1の月における2回目以降の診療に係る料金をいう。)</u>	1件	<u>健康保険法第76条の規定により厚生労働大臣が定める外来診療料を基準として市長が規則で定める額</u>	<u>病院の利用者に対し、医師が、他の保険医療機関等への文書による紹介の申出を行った場合のみ納付を要する。</u>
(略)				

飯田市コミュニティ防災センター条例新旧対照表（最終 令和元年7月1日飯田市条例第21号）

改正後（案）	現行
<p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 施設の名称及び位置は、施設を管理する者の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）市長が管理するもの（以下「市長管理施設」という。）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（2）（略）</p> <p>（備品等の使用料）</p> <p>第11条 利用者が、飯田市橋北コミュニティ防災センターの備品等を利用する場合又は電気器具の持込みをして<u>当該コミュニティ防災センターが管理する電力を利用する場合は、市長が発行する納付書により、備品等の使用料を納付しなければならない。この場合において、納付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（登録）</p> <p>第13条 飯田市の区域において社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体が、<u>飯田市橋北コミュニティ防災センター</u>において当該事業を行おうとする場合は、あらかじめ、市長が規則で定めるところにより申請することにより、市長の登録（以下単に「登録」という。）を受けすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 施設の名称及び位置は、施設を管理する者の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）市長が管理するもの（以下「市長管理施設」という。）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（2）（略）</p> <p>（備品等の使用料）</p> <p>第11条 利用者が、飯田市橋北コミュニティ防災センター又は飯田市橋南コミュニティ防災センター（以下「市街地2施設」という。）の備品等を利用する場合若しくは電気器具の持込みをして<u>市街地2施設が管理する電力を利用する場合は、市長が発行する納付書により、備品等の使用料を納付しなければならない。この場合において、納付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（登録）</p> <p>第13条 飯田市の区域において社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体が、<u>市街地2施設</u>において当該事業を行おうとする場合は、あらかじめ、市長が規則で定めるところにより申請することにより、市長の登録（以下単に「登録」という。）を受けすることができる。</p> <p>2 （略）</p>

改正後（案）	現行
<p>3 登録を受けた団体は、第9条第1項の規定にかかわらず、<u>飯田市橋北コミュニティ防災センター</u>の利用に係る使用料（備品等の使用料を除く。）の納付を要さない。</p> <p>4 第2項の規定により行う審査の基準は、市長が別に定める。</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 飯田市橋北コミュニティ防災センター</p> <p>【表】 （略）</p>	<p>3 登録を受けた団体は、第9条第1項の規定にかかわらず、<u>市街地2施設</u>の利用に係る使用料（備品等の使用料を除く。）の納付を要さない。</p> <p>4 第2項の規定により行う審査の基準は、市長が別に定める。</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>飯田市橋北コミュニティ防災センター</u>又は<u>飯田市橋南コミュニティ防災センター</u></p> <p>(1) <u>飯田市橋北コミュニティ防災センター</u></p> <p>【表】 （略）</p> <p>(2) <u>飯田市橋南コミュニティ防災センター</u></p> <p>【別記2 参照】</p>

【別記1】

改正後（案）

名称	位置
飯田市鼎コミュニティ防災センター	飯田市鼎中平1958番地 3
飯田市橋北コミュニティ防災センター	飯田市江戸町 2 丁目292番地 8

現行

名称	位置
飯田市鼎コミュニティ防災センター	飯田市鼎中平1958番地 3
飯田市橋北コミュニティ防災センター	飯田市江戸町 2 丁目292番地 8
<u>飯田市橋南コミュニティ防災センター</u>	<u>飯田市扇町35番地</u>

【別記2】

現行

区分	冷暖房区分	午前	午後	夜間
		8時30分から12時までの間	13時から17時までの間	18時から22時までの間
大会議室	通常期間（4月1日から6月30日まで又は9月1日から10月31日までの間）	円 1,100	円 1,100	円 1,500
	冷暖房期間（7月1日から8月31日まで又は11月1日から翌年の3月31日までの間）	1,450	1,450	1,850
第1会議室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
第2会議室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900

(備考) 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該使用料に右欄に掲げる率を乗じて得た額を使用料に加算する。

利用者が飯田市以外に住所を有する場合	100分の50
利用者が施設を利用して行う事業において入場料を徴収する場合	100分の50
上記のいずれにも該当する場合	100分の100